

犬山城にみる近代の城郭と旧藩意識

はじめに

- 一 明治前期における犬山城の変遷
 - 二 濃尾地震と犬山城天守閣修繕事業
 - (一) 濃尾地震直後の犬山城
 - (二) 天守閣修繕事業の開始と稲置公園
 - (三) 寄附募集の拡大
 - (四) 稲置公園処分をめぐる愛知県会の議論
 - 三 犬山城へのまなざし
 - (一) 成瀬家所有後の犬山城
 - (二) 成瀬正肥・八木彫彰功碑の建立
 - (三) 成瀬正雄・美雄と犬山城
- おわりに

はじめに

近代の城郭を対象とする研究は、二〇〇〇年代以降徐々に蓄積をみせ始め、現在は士族授産・公園地化・神社建立・保存運動など様々な研究視点が提示されている。例えば、全国の城郭保存運動を網羅的に検討した平井誠氏は、明治前期の保存運動は、城郭を心の拠り所とする封建的意識を持つた士族層を主体とし、逆に商人層は利得意識と反封建的意識から城郭取り壊しを推進したと指摘しつつ、後期になると、地域の象徴あるいは人々民憩いの場という公共的視点に立った市町村主体の保存運動がみられたことを明らかにした¹⁾。なお、平井氏は、制度面に主眼を置いて進められてきた近代城郭史研究の展望として「城郭の落札者や城址の変遷を主導した者の人物像、城郭に対する個人や地域の意識まで研究対象とすること」を挙げている。この意識という問題に関して、岡崎城などを事例に近代城郭内の神社・顕彰碑に注目した羽賀祥二氏は、「公園(旧城郭・林註)はまた旧城

林 幸太郎

下町住民や旧領地であった地域社会が、何らかの記念日や歴史記念碑を媒介として地域の過去を回想し、歴史意識を活性化させていく最大の拠り所」であったと指摘する。⁽²⁾

このように、近代城郭史研究の方向性の一つとして、近年活発化する旧藩意識・歴史意識をめぐる議論との接続が求められている。⁽³⁾ 本稿ではその一事例として、代々尾張藩両家年寄(いわゆる付家老)を務め、慶応四(一八六八)年一月に犬山藩主となった成瀬家の居城犬山城(愛知県犬山市)の近代を検討してみたい(付図・[口絵4]参照)。

本論で詳述するが、犬山城は明治二八(一八九五)年二月に愛知県から成瀬家へ無代価で譲渡され、平成一六年(二〇〇四)まで同家が個人所有を継続したという特徴的な経緯を持つ城郭である。平成一六年以降は、公益財団法人犬山城白帝文庫の所有となり、犬山城管理委員会の建言を受ける犬山市が管理・運営を担っている。

犬山城と同城下町の研究は、歴史学・建築史学など様々な分野から進められており、本稿の対象となる近代についても、松田之利氏⁽⁴⁾と石川寛氏⁽⁵⁾の研究がある。特に、松田氏の一連の研究によって、①明治前期における犬山城管理制度の変遷、②濃尾地震(明治二四年一〇月)後の犬山城天守閣修復寄附金募集事業から同城が成瀬家個人所有へと至る経緯が明らかになった。なお②では、「本財団(犬山城白帝文庫・林註)と犬山市や地域住民との連携強化による「犬山城」維持管理の出発点⁽⁶⁾」という視点から、犬山町民・旧藩士が一体となって地域のシンボルである天守閣の復興に尽力したことを高く評価している。松田氏によって近代犬山城の制度史研究は格段に進められたが、一方で人びとの意識に関しては、同城に対する普遍的な愛着を大前提とする史料の根拠の不十分な行論も散見され、なお再考の余地が

あると考える。意識や愛着を史料から読み取ることは容易ではないが、犬山城に対する各階層の言動を幅広く集積し、地域社会における同城の位置付けを再検討することが今後の課題といえよう。

その一環として、本稿では、近代犬山城をめぐる旧藩主成瀬家と愛親・犬山壮年両会員の言動に着目する。愛親会は、明治一〇年代初頭に設立された犬山藩の旧臣会で、東京・犬山・名古屋の三地に拠点を設けた。会長は成瀬正肥、副会長は息子の成瀬正雄・美雄兄弟が務め、会員数は約三五〇名であった。犬山壮年会(以下、壮年会)は、明治一九年に学事研究と品行矯正を目的として「愛親会規則」第五条に則して設立された同郷会(「旧犬山藩管下出身であれば誰でも入会可能」である。会長は成瀬正雄、副会長は成瀬美雄が務め、愛親会と同じく三地に拠点を設けた。会員数は最多時で五八〇名(明治三九年)となっている)。

壮年会は、成瀬家の事業である同労舎活版印刷所から機関雑誌『犬山壮年会雑誌』・『智仁勇』を発行しており、本稿では同雑誌を主な検討史料とする。⁽⁸⁾ 濃尾地震後の犬山城天守閣復興事業の再検討を中心に、城内における建碑事業や旧藩主家成瀬正雄・美雄の言動にも着目することで、近代地域社会における城郭と旧藩意識の関係を考察していきたい。

なお、本稿の引用史料は、旧字を新字に改め、原本に句読点がある場合も原則筆者が読点を振り直した。

一 明治前期における犬山城の変遷

本章では、松田氏の研究に拠りながら明治前期における犬山城管理体制の変遷を整理する。

慶応四（一八六八）年一月、成瀬正肥が藩屏に列せられて犬山藩が成立し、これまで成瀬家の居所兼政庁であった犬山城三の丸の西御殿に藩庁が設置された。なお、藩高は四万二七〇〇石余（近世は三万五〇〇〇石）、犬山藩士族卒は五一四名が確認できる。⁹⁾

明治四年（一八七二）七月の廢藩置県により、全国の城郭（建造物および城地、以下同じ）は兵部省（五年一月以降は陸軍省）の管轄となった。成瀬家では、同年一〇月から十一月末まで旧領民に犬山城参観を許可し、城内の武具などを分配している。廢藩後、稲置村を含む第四大区長堀野良平等の尽力によって天守閣をはじめとする犬山城内建造物は破却を免れたとされるが、堀野等の動向は同時代の史料から確認することができず実態は不明である。¹⁰⁾

明治六年一月一四日、いわゆる「廢城令」によって、全国の城郭は陸軍省が利用する城（存城）と大蔵省が管轄する城（廢城）に選別され、犬山城は廢城となった。一方、翌日の太政官布告で「古来ノ勝区名人ノ旧跡等はマテ群集遊観ノ場所」は「公園」とすべき旨が通達されており、廢城保存の選択肢として公園地化が浮上することになる。犬山城も、明治八年七月に本丸・杉の丸・樅の丸・桐の丸・松の丸区域と周囲樹木地が「稲置公園」に設定された（以下、犬山城と表記する場合は同公園域を指す）。公園地一万一〇六坪には「氏神遷座地」¹¹⁾針綱神社地が含まれ、他に九九坪八合が「旧天守保存ノ積」として計上されている。ただし、保存のための建坪が確保されなかった櫓・城門などの建造物は随時稲置村に払い下げられ、有力町民や寺院などに転売されることになる。

なお、稲置公園は愛知県の所有であったが、維持・管理は稲置村に委ねられていた。稲置村では、明治九年五月から天守閣を一般に公開し、拝観料（二銭）と「上草履貸渡手数料」（一厘五毛）を天守閣修繕費と還禄士族の援

助に充てている。明治一一年七月の郡区町村編制法制定以降、稲置公園は丹羽栗葉郡役所の管理下に入り、公園管理人給料や天守閣維持費は郡役所から支給されることになった。

しかし、郡役所による公園管理、特に天守閣維持は困難を極めていた。後欠史料だが、明治二〇年三月に郡役所から愛知県に提出されたと考えられる「稲置公園天守閣修繕方へ付別紙協議之次第有之候ト雖到底難応件へ付御回答按伺」には次のようにある。¹²⁾

愛知県から、稲置公園は「村民僭楽園之姿」であるため、村民からの修繕寄附金を募集し、不足分を県費から支出することが提案された。しかしながら、以前にも「将来維持之為義捐ヲ誘導」したが、稲置村は「元来窮民勝ニテ近来頗ル疲弊ヲ極メ」、「公共ノ義務心ニ疎」く、義捐金に応じる者はいなかった。また、すでに払い下げられた天守閣附属の二つの櫓も近いうちに転売されて取り壊しとなるなど、風致に対する意識も低い。

以上のように、明治前期の犬山城は稲置公園として保存されたが、稲置村と郡役所による維持・管理は十分には行き届いておらず、村民の関与も消極的であった。そして、以後の公園維持・管理に多大な不安を抱えるなか、濃尾地震が発生するのである。

二 濃尾地震と犬山城天守閣修繕事業

（一）濃尾地震直後の犬山城

明治二四（一八九二）年一〇月二八日早朝に起きた濃尾地震は、岐阜・愛知両県を中心に、死者七〇〇〇人以上、全壊家屋一四万戸以上の被害を出

した。犬山町(明治二年一〇月に稲置村から改称)も死者二九名・負傷者五六名、全壊家屋三五六戸・半壊家屋三四二戸、全壊建物(非住家建物)六六二棟・半壊建物二〇九棟の被害を受けている。⁽¹⁴⁾ 同年一月に犬山町を訪れた北尾鼎(壮年会東京支部)は、郷里の被害状況を『犬山壮年会雑誌』第三四号(明治二四年一二月発行)に掲載した。⁽¹⁵⁾

〔史料一〕⁽¹⁶⁾

(前略)城内の各石崖、及び櫓跡の石畳ハ皆脱落し、堀を埋め、道を塞げり、天守台の西南隅壊崩せしを以て、天守閣の西部破壊せられ、肉破れ、骨露はれ、且つ天守閣の東南隅なる附属物、所謂小天守ハ全潰せしを以て、全く昔時の観なし。あ、我犬山人士ハ、之を修覆するの勇氣あるか、或ハ全く之を撤取するの決心あるか、恐らくハ之を雨露の侵腐に任せ、一人として之を始末するものなからん。聞く、「山倉(祭車を蔵むる処)を直さねばならぬ」と、市人ハ自己の家屋の未だ片付かざるに、第一に懸念する所ハ、学校にあらず、警察にあらず、若しくはハ白帝城にあらず、則ち山倉に在り、余之を聞き、天を仰ぎて、あ、

(後略)

犬山町の家屋・諸施設と同様、犬山城天守閣も「西部破壊せられ、肉破れ、骨露はれ」る甚大な被害を受けた。ただし、北尾は、天守閣を「雨露の侵腐に任せ、一人として之を始末するものなからん」と悲観的であり、修繕の最優先を学校・警察・「白帝城」(犬山城のような公共施設ではなく、犬山祭(針綱神社祭礼)の山車を収める「山倉」とする町民の意識を喚び出している)。

なお、被災直後の犬山町には、成瀬正肥(三〇〇円)、丹羽鉞藏(五百円、犬山町長・愛親会員)、小出良虎(五百円、愛親会員)などから義捐金が寄附され、

二四年一月中旬には、東京・名古屋両愛親会も犬山町長丹羽宛に義捐金(東京二五円・名古屋一〇円)を送付した。⁽¹⁷⁾ その際、東京愛親会は、被災者救護と並行して「子弟ノ教育モ旧ニ復セズンバアルベカラズ」と、校舎修復までの援助など「金員乍聊子弟教育筋ノ費途へ御差加被下」たいと申し出ている。先述の北尾も、震災後の不就学者増加は、「我犬山が益愚物の府となり、桑畝の地となる一步一步」であると強い危機感を抱き、「我犬山の後進ハ無教育無智識に生長」しないよう、五〇〇〇〜七〇〇〇円を「旧領主成瀬子に乞ふて借用」しつつ、「我郷出身の先輩を促して」教育義捐金を募ることを提案している。⁽¹⁸⁾

このように、犬山町民の犬山城に対する関心は依然として低く、旧藩士たちの義務感も天守閣修繕ではなく子弟教育の維持に向けられていた。震災直後という緊急時において遊覧地と化した犬山城の修繕優先度が低いのは当然ともいえるが、北尾が報告した犬山町民の動向などは、平時における同城への意識が反映されたものといえるだろう。

(二) 天守閣修繕事業の開始と稲置公園

犬山城天守閣修繕事業が開始されたのは、震災から約五ヶ月後の明治二五年三月のことである。犬山町役場員八名(内、旧藩士三名)・犬山町会議員一八名(同前三名)・犬山町在住有志者六〇名(同前一〇名)が修繕寄附金募集事業を立ち上げ、「尾張国丹羽郡犬山城天守閣修繕義捐金募集旨趣并二天守閣略記」を頒布した(以下、第一回寄附募集)。⁽¹⁹⁾

〔史料二〕

尾張国丹羽郡犬山町旧城内ニアル天守閣ハ、木曾川ノ南岸、犬山ノ嶺

上ニアリ、三層ノ楼彩雲ノ間ニ聳エ、下モ木曾川ノ流レニ臨ム、唐ノ

李白ノ詩ニ抛リ、世之ヲ白帝城ト称ス、誠ニ我尾国ノ美観タリ、(中略)

抑我犬山旧城地ハ目下公園ニシテ、衆人ノ同シク遊観スル所ナリ、若

シ其主眼タル天守閣ヲ消滅セハ、従前ノ風致ヲ損シ、尚古ノ材料ヲ失

ヒ、四方ノ君子痛惜シテ措カス、必居民カ保存ノ責任ヲ尽サ、ルコト

ヲ憤懣スヘシ、是ニ於テ吾輩微力ヲ顧ミス、感奮相謀テ、之ヲ大方ニ

懇へ、廣ク義捐ヲ乞ヒ、修繕維持ノ策ヲ設ントス(後略)

趣意書では、犬山城(稲置公園)の性格を「尾国ノ美観」かつ「衆人ノ同

シク遊観スル所」と説明したうえで、「居民カ保存ノ責任ヲ尽サ」ずに「其

主眼タル天守閣ヲ消滅」させて「従前ノ風致ヲ損シ、尚古ノ材料ヲ失」え

ば、世間の「憤懣」を買うことになる」と述べ、広く寄附を呼びかけた。

なお、同年五月三十一日の愛知県臨時郡部会では、犬山城天守閣修繕費

用三五〇〇円を郡財政から支出することは不可能であるため、やむを得ず

破却するという県の方針が諮問されたが、天守閣破却は公園の風致を損ね

るため篤志家の寄附を得て保存の方法を講じるべきという議員側の意見が

通り、否決となっている。

このように、天守閣修繕は第一回寄附募集の成否に委ねられたが、結果

的に犬山町から十分な寄附を集めることは出来なかった。そもそも、「史

料二」で天守閣保存の動機が世間の「憤懣」という他所からの視線に置か

れていたように、その一因には、修繕事業の目的、換言すれば犬山城を地

域で保存する意義が発起人を含む犬山町民の中で不明確であったことが挙

げられる。ここでは『犬山壮年会雑誌』から、当時の稲置公園(犬山城に

対する人びとの認識をみてみたい。明治二六年一月発行の同誌第一輯に、

三上磯次郎(壮年会稲置支部幹事)の「稲置公園に就いて」が掲載された。

〔史料三〕⁽²⁾

指を屈すれば六、七年前なりき、我郷犬山人士は、大に稲置公園を装

飾して、内外人の来遊を促し、以て犬山振起の一策となさんとの企図

を起し、新道を開き、橋梁を架し、桜樹を植え、梅林を作るなど、紳

士も、淑女も、富者も、貧者も、老人も、少年も、我もくゝと自ら鍬

を採り、土を運び、手づから穴を穿ち、樹を栽えて、之をなしたる程

にて、その奮発、その熱心、宛ながら狂するが如くなりき、(中略)

然るに、熱すること速なるものハ冷ゆること亦速なるハ、物理学上の

定則にして、又本邦人、特に犬山人士の特性なるにて、今や第一之を

口にすることもなく、道路は緑草蓬々として徒に蛇蝎の巢窟と化し去

り、橋梁は朽敗して殆ど渡る可からざるに至れり、豈遺憾の至りなら

ずや、

思ふに、一朝内地雑居の許さるゝに至らば、我犬山の如き、天然の風

景佳絶なる、自然の風光雅致なるの地は、外人の入り来る決して尠か

らざるべきは、余輩の信じて堅く信じて疑はざる所なり、されバ今よ

り、此天然の風景に加ふるに、大に人工の装飾を以てし、而して一層

の美を増すは、是れ豈犬山振起の得策中の得策にあらずや、縦し内地

雑居の期遠くして、此目的を達する能はず、啻に内邦人の来遊を促す

のみなりとするも、公園装飾の一事ハ、強ち無用の業にハあらざるべ

し、否犬山の為め極めて必要なる企画と謂ハざるを得ざるなり(後略)

三上は、六、七年前に犬山町民は「犬山振起の一策」として「内外人の

来遊」を促すため、稲置公園の装飾に尽力したが、熱しやすく冷めやすい

特性から現在に興味を失い、公園は荒廃していると述べる。しかし、「天

然の風景」に「人工の装飾」を加えて「一層の美を増」し、国内外の観光

客を誘致することは「犬山振起の得策中の得策」だと主張し、後略部分では、犬山は「遊覧場」として富国をなすフランス・スイス・イタリアに倣うべきであると結んでいる。

その後、三上の主張に反論するかたちで、小林鋳三(壮年会東京本部主計・愛親会員)が、同誌第二輯に「稲置公園に就きて」に就きて」を投稿する。小林は、犬山の振興を図る三上の姿勢には理解を示しつつ、「犬山の振起否寧ろ富強を図るの原動力ハ果して公園裝飾なる耶」と疑問を唱える。そのうえで、「公園裝飾の方策を採るの迂を学ばんより」は、その費用を「他に原動力たるの価値を有するの事業に投ずるの愈れるに若かず」として、「犬山振起の方策として公園裝飾の方法を探るの絶対的不可」を主張した。

さらに同年五月発行の第三輯には、壮年会長成瀬正雄自らが「稲置公園」と題する文章を投稿し、公園とは日常に「心目の爽快を覚ゆる能はざる公衆の為に設け」るものであり、稲置公園も「犬山公衆の庭」であると自己の見解を述べた。そして正雄もまた、「其目的外人を誘ふか為なりとせば此目的たる実に賤陋なり」として、三上が主張した稲置公園への観光客招致を否定している。

観光客招致を重視する三上、そもそも公園整備に消極的な小林、住民(憩いの場)を重視する正雄のように、稲置公園(犬山城)整備に対する人びとの意識は様々であった。その中で、犬山在住で同町民の無関心を体感する三上が、公園整備の意義を(憩いの場)維持に留まらず、経済的利益を生む観光客招致に求めた点は注目される。稲置公園に(憩いの場)を越える積極的な価値を付与する必要性は、犬山町からの寄附の不振に悩む天守閣修繕事業発起人たちにも共有されていたとも推察できる。

あわせて、三上・小林・正雄の議論からは、稲置公園(犬山城)を(旧藩の象徴)とする認識が直接的には見受けられない点にも留意したい。この一因として、犬山神社の所在が挙げられる。成瀬家を祀る犬山神社は、明治一六年に相生(犬山城から東に約一キロ)から公園敷地外の旧三の丸に移転された。犬山愛親会規則では毎年一月の旧藩祖霊祭を犬山神社で開催することを定めており、(旧藩の象徴)である同神社と稲置公園が乖離していたことは、旧藩士たちと犬山城の距離感に少なからず影響を与えたと考えられる。⁽²⁴⁾

(三) 寄附募集の拡大

明治二六年七月、改めて「尾張国丹羽郡犬山城天守閣修繕寄附金募集趣旨并二天守閣略記」⁽²⁵⁾が頒布された(以下、第二回寄附募集)。趣意書は第一回とはほぼ同文だが、募集体制が大幅に改変されている。まず、委員総代に当時の犬山町長林錠次郎を据え、犬山・東京・名古屋の三地で委員を任命した(付表1)参照)。とりわけ東京・名古屋委員はほぼ愛親会員で占められており、三地にまたがる同会のネットワークが寄附募集に最大限活用されたことが明らかである。⁽²⁶⁾くわえて、修繕費用を四〇七七円九六銭と具体的に提示したうえで、①各地委員が寄附金を取りまとめ、林町長より領収証を交付すること、②寄附金は愛知県庁で保管し、修繕工事は「県治当路者」に依頼すること、③修繕落成後に稲置公園に記念碑を設立することの三点が新たに明文化された。

史料の制約から、最終的にどれほどの寄附が集まったかは不明だが、その一端を示す「犬山白帝城修繕寄附金簿」⁽²⁷⁾(以下、「寄附金簿」)が残存してい

る。「寄附金簿」については、松田氏の詳細な分析があるため、⁽²⁸⁾氏の成果に拠りつつ寄附状況を確認したい。「寄附金簿」には、寄付者三四五名（内、成瀬正肥＋旧藩士六六名）・寄附金総額一四六二円七〇銭（内、成瀬正肥＋旧藩士八九六円八〇銭）の記載があり、個人最高額は成瀬正肥の六〇〇円、次点は下山順一郎⁽²⁹⁾の一〇〇円であった。下山は東京、両者に次ぐ三〇円を寄附した加藤重太郎・川嶋巖もそれぞれ東京・名古屋、二〇円を寄附した高木延世も名古屋と、両地愛親会員による大口寄附が確認できる。なお、他の旧藩士も多くが一円以上の寄附をおこなっている。その結果、あくまで「寄附金簿」上ではあるが、寄付者総数の二〇%以下の旧藩主・藩士による寄附が総額の六一%を占めることになる。一方、町民でも、真野九郎右衛門（二六円）・田中円蔵（二五円）・大島太平（一五円）・岩田治平（一五円）など、第一・二回寄附募集の発起人・委員に名を連ねた地域有力者が大口の寄附をおこない、それ以外の町民も一円以下の小口ながら寄附に応じている。

「寄附金簿」の内容は、松田氏が指摘したように被災直後にも関わらず多くの町民が寄附に応じたことと捉えることもできるが、他地域に居住する旧藩主成瀬家と愛親会員からの寄附が不可欠であったことも看過できない。犬山城天守閣を町内からの寄附で修繕することは困難と悟った発起人たちは、愛親会を通じて結びつきを維持していた成瀬家と旧藩士の組織力・資金力に期待した（あるいは利用した）といえるだろう。この点は、旧藩の結合が旧領地振興に果たした役割を示す一例として注目される。

（四） 稲置公園処分をめぐる愛知県会の議論

明治二十七年一月二日の愛知県通常県会にて、時任為基知事から「稲置公園ヲ廢シ、其土地・建物及木石等ハ現在ノ俣旧藩主ヘ払下グルモノトス」という公園処分案が上程された。⁽³⁰⁾この県会における犬山城払い下げ議論については、松田・石川両氏が詳しく紹介しているため、⁽³¹⁾ここでは本稿の問題関心に限って若干言及しておくたい。

時任は答弁のなかで次のように述べている。濃尾地震後、当時の犬山町長から修繕寄附金を募るため天守閣破却を見合わせてほしいとの依頼があり、愛知県としても「鬱蒼タル樹木ノ間ニ兀トシテ天守閣ノ聳ユルハ後世ニ遺シテ好キモノ」と思っているが、現在「犬山町ニ於テハ充分ニ有志ノ寄附金モ出来ズ」、地方税から支出することも出来ない。かと言って、一般入札による払い下げでは、落札者によって天守閣を含む景観が破壊される可能性が高い。その中で、彦根城や静岡城など、保存を条件として政府が旧城主へ相当代価で優先的に城郭払い下げをおこなった事例がたくさんある。⁽³²⁾時任自身、「樹木モ伐ラス天守閣モ永ク保存スルコト、七八元ノ城主ニ払下クルニ若クハナシ、城主ナレハ大切ニ護ルナラン」と思い、成瀬正肥へ払い受けと景観保存を依頼したが、返答は「彼ヲ修繕シテ木ヲ伐ラヌ様ニトセハ大変ノ金ガ入ルコトユエイヤダ」というものであった。しかし、「各府県ノ例モアレバ義務トシテ引受ケテ下サイ」と再三説得し、最終的に「安クサヘアレバ引受ケル」ことで合意した。

この成瀬家への稲置公園払い下げについて、一部議員からは、①「如何ニ旧城主ノ大名ナレバトテ今日ハ等シク個人ノ成瀬君」に無理して「厄介

物ヲ買ハセル」より、商人へ高価で売却して城址公園とする方が同家にとつても好都合、②愛知県には「第一等ノ金城」名古屋城と徳川家康ゆかりの岡崎城があれば十分で「二万石ヤ参万石ノ小藩主ノ居城」である「犬山城ニ重キヲ置クニ及バン」、③公園地所および樹木一万五〇〇〇本は数万円の価値があり、「僅カニ世襲財産ト云フヲ目的ニシテ人ニ任スハ甚ダ輕率」、などの反対意見も出ている。ただ、時任の案に賛成する議員が大勢を占め、「世襲財産ニスルモノトセハ無代価ニテ保存スルコトニ致スガ宜シ」との意見も出たため、最終的に払い下げではなく無代価譲渡が可決された。

県会の議論からは、やはり犬山町からの寄附が不振である点に加え、成瀬家側も家計を圧迫する犬山城所有に消極的であったことがわかる。にも関わらず正肥が犬山城所有を決意した理由や成瀬家家計の把握は更なる調査を要するが、時任の説得にみられた「義務」という点は注目される。明治二〇年代、多くの地域で公共利用を前提とした旧藩主の城郭払い受けが実現したことで、城郭保存は旧領地振興を担う大名華族の「義務」の一つという認識が幅広く共有されていき、この点が成瀬正肥に犬山城所有を決意させる最大にして不可避な要因となつたと考えられる。他方、松田氏が指摘するように、寄附募集にみられた犬山町民・旧藩士(愛親会員)の協同も成瀬家による犬山城所有と保存を後押ししたと思われる。ただし、先述した犬山城に対する無関心や寄附の不振を鑑みると、保存活動に積極的な犬山町民はごく一部に限られている。安定的かつ永続的な犬山城保存のため、より多くの支援を必要とする成瀬家にとっては、犬山町にとっての犬山城の再定義が不可欠であった。

三 犬山城へのまなざし

(一) 成瀬家所有後の犬山城

明治二七(一八九四)年二月一日、①天守閣・石垣等を速やかに修繕して「旧形を存し之を永遠に維持」すること、②樹木は濫りに伐採しないこと、③華族世襲財産に編入して売却・譲与・質入はしないこと、④修繕後も以後の保存を怠らないこと、という愛知県側の保存条件を受諾した成瀬正肥が、同県へ「元犬山城地御譲与ノ議ニ付願」を提出し、翌二八年二月一二日、犬山城は正式に成瀬家へ譲渡された。

直後、成瀬正肥は、印刷物と『智仁勇』誌面を通じ、犬山城保存趣意書と「犬山城地管理規程」を旧領民・旧藩士へ伝達した。

〔史料四〕³⁴⁾

〔前略〕該城地ハ先祖以來維新ノ初メマテ当家ノ所有スル所ニシテ、城下ニ居住スル諸君等ニ於テモ亦心目ヲ注キシ所ナリ、爾來世ノ変遷ニ依リ城郭ノ旧形ハ廢毀ニ属シ、其主管ハ公衆ニ帰セリ、廿四年ノ烈震ニ遇フヤ旧跡殆ト湮没ニ属セントス、幸ヒニ其主眼タル天守閣ノ全滅セサルヲ以、客年以來有志諸君等ト協同シテ之カ修繕ヲ加ヘ、尚古ノ材料ヲ保存シ、従前ノ風致ヲ挽回センコトヲ相謀レリ、然レトモ之ヲ修補シ、之ヲ維持スルノ途未タ充足セサルヲ以テ、荏苒今日ニ至ルモ起工ノ端緒ヲ開カス、日一日ニ朽壞ヲ増シ、遂ニ經理スヘカラサルニ至ラント、諸君等ト俱ニ慨歎スル所ナリ、今ヤ前述ノ如ク公園ノ名称ヲ廢シ、当家ノ世襲トシテ譲与ヲ受ケ、祖先ノ恩義ニ報ユルノ欣喜ア

ルハ、偏ニ諸君等ノ旧交ヲ忘レサルト尚古ノ心情厚キトニ基因ス、今単ニ我所有ニ帰セリト雖モ、之カ修補ヲ加ヘ、之カ維持ヲ講セスンハ祖先ニ対シ孝義ヲ全クスル能ハス、之ヲ修シ之ヲ理スルニ於テハ、旧誼深キ所ノ犬山町ニ住居セラル、諸君並ニ旧藩士タリシ諸君等ト協同シテ、其宜シキヲ計ラサルヲ得ス、其宜シキヲ得レハ、旧誼ノ端緒ヲ繋クヘキ標柱トナルノミナラス、尾国ノ美観ヲ永遠ニ存シ、土地ノ繁盛ヲ致スノ裨補タラントス、其管理ノ方法ニ於テハ、特ニ梗概ヲ規定シ、諸君ニ向ツテ依託スル所ナリ(後略)

「犬山城地管理規程」では、犬山城を「犬山町一同并ニ犬山旧藩士一同ノ管理ニ委シ、名区勝域ヲ永遠ニ保存シ、之カ公益ヲ俱ニスル」として、成瀬家の委嘱を受けた委員が管理を担うことになった(付表2)参照。第二回寄附募集時の委員を基に、委員長には東京愛親会員の八木彫、副委員長には東京愛親会幹事の加藤重太郎と犬山愛親会員の鈴木文拙が就任し、重要な案件は委員一同で協議をおこなうことが定められた。一方、日常的な案件や臨機の対応については犬山町委員のみが協議し、委員長を経て成瀬家の指示を受けることになっている。

〔史料四〕の中で正肥は、いまだに天守閣修繕が着工できていない現状を嘆きつつも、犬山城を所有し、「祖先ノ恩義ニ報ユルノ欣喜」があるのは、有志たちの「旧交ヲ忘レサルト尚古ノ心情厚キトニ基因」すると感謝する。そして、今後は成瀬家と「旧誼深キ所ノ犬山町ニ住居セラル、諸君並ニ旧藩士タリシ諸君」が協力して修繕・管理を進めることを求め、犬山城の維持が成れば、「旧誼ノ端緒ヲ繋クヘキ標柱トナルノミナラス」、「土地ノ繁盛ヲ致スノ裨補」とすることを述べた。

正肥の趣意書からは、旧藩主成瀬家の所有によって初めて、「旧誼ノ端

緒ヲ繋クヘキ標柱」(旧藩の象徴)という価値観が明確に犬山城へ付与されたことが看取される。換言すれば、一過性ではない継続的な犬山城維持・管理体制確立のために、同城を成瀬家・犬山町民・全国各地の旧藩士を繋ぐ旧藩意識のなかに位置付けたといえるだろう。そのうえで、「土地ノ繁盛ヲ致スノ裨補」という文言からは、従来の(憩いの場)に加えて、観光客招致などの経済振興も視野に入れた「美観」維持の姿勢も推察される。

なお、天守閣の修繕工事は、明治二八年四月二五日に始まり、同三二年九月二三日に竣工式が挙行された。同月二六(二八日)には「一般に縦覧」を許可し、明治四一年から全面的な「一般登閣」が許可されたようである。⁽³⁶⁾ 四一年四月一日付の「登閣規定」では、開閣日は毎月五日・二〇日、「保存費ノ補助」として登閣料二銭を徴収すること、登閣券を各所で頒布することなどが定められた。⁽³⁷⁾ ただし、天守閣修繕費用の具体的な捻出方法⁽³⁸⁾ や明治四一年から「一般登閣」を許可した理由など、成瀬家と委員による運営は不明な点が多いため、さらなる調査が求められる。

(二) 成瀬正肥・八木彫彰功碑の建立

本節では、成瀬家所有下の犬山城における事業として、成瀬正肥・八木彫の彰功碑建設に着目したい。⁽³⁹⁾

事の発端は、明治四三年五月の名古屋共進会であった。同会に参加した「名古屋愛親会有志者」のなかで、成瀬正肥(明治三六年二月没)と正肥側近で犬山城地管理委員長も務めた八木彫⁽⁴⁰⁾(同四三年四月没)の事蹟を永遠に伝えることを目的とする建碑企画が立ち上がる。翌四四年夏、愛親会員・壮年会員を中心とする東京・名古屋・犬山の発起人たちは、先述の下山順

一郎を委員長として、「彰功会」事務局を組織し、翌四五年五月に趣意書を頒布している。なお、成瀬正肥彰功碑は、題額を尾張徳川家の徳川義親（侯爵）、選叙を尾張徳川家分家の徳川義恕（男爵）、碑銘を日高秩父に依頼することになり、八木彫彰功碑は、題額を成瀬正雄（子爵）、選叙を旧尾張藩士で名古屋市長を務めた志水直、碑銘を大島徳太郎に依頼した。

旧藩士・犬山町民などの寄附と成瀬家からの所有地「永遠使用」許可を得て、大正八（一九一九）年五月一八日に竣成除幕式典が開催される。当日は、彰功会員、成瀬・八木一族のほか、愛親会・壮年会各支部代表、徳川侯爵・男爵両家家扶、愛知県知事代理、丹羽郡長、葉栗郡長、犬山町長、犬山警察分署長、犬山郵便局長、犬山登記所長、犬山駅長、犬山高等女学校長、犬山町各小学校長、犬山町各町会議員、在名古屋六新聞記者、学校生徒が参列している。

式典のスピーチでは、「建碑の地たるや風光絶美にして、犬山城は巍々として千載に聳へ、木曾川は洋洋として無窮に流」れ「正肥公の偉勲と八木氏の功労とは此風物山川と共に長へに記念」する（彰功会三代目委員長鈴木裕三）、「公の祖先累代の居城たりし所、一木一石悉く由緒を語らざるはなく、境域又廣潤にして幽邃水清く秀霊の氣鍾りて此処にあり、公並翁の偉勲は永く後昆に伝へて不朽に垂れん」（犬山町長今井清）、「今や我帝国の勝地蘇川の辺り白帝城下に其勲を石に刻まる、たとひ眼に一丁字なきの徒と雖も、此地に遊ばゞ仰き見て不言の感化を万代迄も受くるなるべし」⁴¹（壮年会員岡田重作）など、建碑の空間に対する言及を複数確認できる。また、正肥彰功碑は旧本丸天守閣側、八木彰功碑は旧本丸から一段下がった旧杉の丸内に建立されており、城主成瀬家を頂点とする演出がなされている点も興味深い。犬山城（+木曾川）の景観と旧藩の顕彰が結びついた正肥・八

木の建碑は、視覚的・体感的に旧藩意識を喚起する効果をもたらし、同城が持つ〈旧藩の象徴〉という性格を一層強化したといえる。

翌九年、愛親会古老の近藤良敬（嘉永六年九月生）は、同会機関誌に犬山城概略図を載せ、次のように述べている。

〔史料五〕⁴²

（前略）廢藩以來犬山の市街の武士町を除くの外大なる変化は見ざるも、城郭の形状に至つては鬱蒼たる丘陵と四顧眺望の佳絶は昔時に異ならざるも、櫓樓殿宇は悉く取毀ち、諸壕は皆埋没して唯一の天守閣を殘存するのみにて、昔時に於ける櫓樓威觀の面影に至つては之れを知るに由なきを以て、該略図を爰に転載して廢藩以後出生せられたる、即旧城郭の現状を詳知せざる諸氏の一覽に供せんとするのである、素より雜の略図なれとも、先祖代々我身まで數百年來此白帝城を本拠として安穩に暮し來たることを思へば、君恩の忝なきを座ろに追慕すると共に、愛郷心且愛会心を喚起するの一助たらば望外の幸である（後略）

建碑事業を経た大正後期、近藤は犬山城という存在を「君恩」を「追慕」して「愛郷心且愛会心を喚起」する象徴として、次世代へ引き継ぐこととしていたことが看取される。

ついでに、建碑事業に対する尾張徳川家の援助にも付言しておきたい。まず建碑にあたって、徳川義親から寄附者中最高の一五〇〇円、徳川義恕からも次点の一〇〇〇円の寄附があった（成瀬正雄は五〇〇円（但八木建碑分のみ）・美雄は一〇〇円を寄附）。また、先述したように正肥彰功碑の選叙は義恕が担当したが、碑文末尾には次のように記されている。

〔史料六〕⁽⁴³⁾

(前略) 君為人深沈寡黙。忠誠一貫。蒞事果斷。故能佐慶勝於国歩艱難之際。蹇蹇匪躬。勤勞王事。比諸其祖正成之傳義直。功勞不多讓云。

初君之嗣成瀨氏也。或謂君曰。成瀨氏雖為親藩命卿。其實等陪隸。君

何不辭。君曰否。夫尾張堤封百万。居親藩之首。若能輔佐之。則其功

可以及天下。豈一小諸侯命令僅行於封内之比哉。果如其言。頃者旧臣

知人相讓。建碑犬山城天守閣側。以垂不朽。乞銘於余。余少時寓君

家。義方是訓。余之有今日。實君之賜也。(後略)

前略部分で幕末から戊辰戦争に至る正肥の事蹟を詳述したのち、同人による徳川慶勝の輔弼を、成瀨家初代正成と尾張徳川家初代義直の關係に照らしている。くわえて、尾張徳川家の「陪隸」に等しき立場をなぜ辞さないのかと問われた正肥が、「親藩之首」である尾張徳川家をよく補佐することは、「一小諸侯」が僅かな領内を統治することよりも「其功可以及天下」ものと述べたことが紹介された。そして、幼年期に成瀨家で養育された義恕個人として、「余之有今日」のは「実君之賜也」と結んでいる。

正肥は、明治期以降も尾張徳川家政に深く関与し、正雄も父を継いで同家「御相談人」を務め、彰功会組織と同時期の明治四四年からは、旧藩祖徳川義直廟社(現尾陽神社、大正二三年遷座)建立を目的に組織された戴恩会の会長も務めている。⁽⁴⁵⁾ 旧万石以上家臣のなかでも、成瀨家の尾張徳川家政に対する貢献は郡を抜いていた。そのため、建碑事業が名古屋で発起されたことや名古屋賛助者に尾張徳川家家令を務めた中村修・吉田知行などが名を連ねていることにも示唆されるように、尾張徳川家側は、両家連帯の再確認を意図して正肥・八木の顕彰を援助したと考えられる。同時に、正肥の顕彰は、同人の輔弼を受けた慶勝の顕彰という意味合いを含んでいた

とも捉えられるのである。

(三) 成瀨正雄・美雄と犬山城

時期が前後するが、最後に旧藩主家の城郭に対するまなざしの検討として、成瀨正雄・美雄の言動に着目してみたい。

明治二年生まれの成瀨正雄は、壮年会長・愛親会長を務め、特に壮年会への積極的関与を通じて、大名華族の責務である国体観念の教導と人材輩出を果そうとした人物である。⁽⁴⁶⁾ 正雄は、天守閣修繕竣工から約一年後の明治三三年一〇月、「犬山城と犬山壮年会」と題する文章を『智仁勇』に投稿した。

〔史料七〕⁽⁴⁷⁾

犬山の世に名高きは、天正十二年長湫の戦に秀吉か扱りにて以て本陣とせし犬山城の天守閣今尚存するか故のみとは世の通説なるもの、如し、(中略)余敢て問はん、今日の犬山人士は此犬山城なる古物の庇陰によりてのみ犬山なる名の世に知らる、を以て満足せらる、や否や、之を以て満足するか如き意気地なき人間は一人もなき事を信す、然らば今後は非とも此天守閣の庇陰によらずして更に犬山の名を世に高らしむることを意とせざるへからず、勿論一犬山人士として国家に致したる著大なる功績によりて其郷里を顕はすは各人の寸時も念頭を去るへからざる事なるも、同時に犬山なる土地其もの、繁栄をも慮らざるへからず、(中略)故に我会員にして犬山に在りて各種の事業に従ふ者は、宜しく此際兼て会内に於て修練したる大精神の發揮を試むべきなり、此の如くにして余は益犬山壮年会の価値を世に示し、従来の如く

犬山城なる古物の庇陰によりて僅かに犬山の名を知らる、境遇を脱し、他日左の如き好評の世に伝はらんことを希ふ

犬山には犬山壮年会なる鞏固なる郷友会ありて、其会員たる皆確固不拔の大精神に富み、同地方に於ける名ある事業は殆んど其人々の手を下さざるはなく、又其人々の従事せる事業は何れも功を奏せざるはなく、今日犬山の隆盛あるは一に彼等の力なり、嘗て犬山の名は犬山城の天守閣存するの故を以てのみ僅かに世に知られしも、今や犬山壮年会によりて其名更に高し、世の郷友会たるものは以て模範とすへきなり

(中略)嗚呼犬山壮年会、汝は今や犬山城と競合場裡に立つものなり(後略)

犬山城を豊臣秀吉由緒と認識している点も興味深い⁽⁴⁸⁾が、正雄は「犬山城なる古物の庇陰によりてのみ犬山なる名の世に知らる、」現状を不服とし、「天守閣の庇陰」に頼らず犬山の名声を高め、「犬山なる土地其もの、繁栄」をなすために、各種事業における壮年会員の奮起を促している。そして、「犬山城と競合場裡に立つ」犬山壮年会が、「世の郷友会」の模範となつて犬山の名声を一層高めるよう強く求めた。

正雄は犬山城を克服対象として捉えつつ、自らが主催する壮年会催事を天守閣内で開催している。先述した天守閣修繕竣工から一般登閣を許可する約一〇年弱の間に、現状確認できる限りで、「徹夜読書会」(明治三五年五月)や「徹夜気焔会」(同三九年九月)を開いており、旧藩主と壮年会員の交流の場として犬山城天守閣が利用されたことがわかる。

正雄が犬山城に言及した史料は多くないが、人材の輩出という旧藩主家(大名華族)としての責務を果たすため、「旧藩の象徴」として壮年会員(旧

藩士子弟・旧領民)の共通項となつた犬山城を精神的・物理的に活用したといえるだろう。

一方、弟の成瀬美雄は、歴史研究を通じて犬山城と向き合った。明治五年生まれの美雄は、海軍兵学校を経て海軍中佐などを歴任した後、晩年は名古屋東照宮社司を務めている。壮年会最古参の一人である野口次郎三は、美雄をして「穏順柔和」だが「成瀬家の為に計るとか、犬山の繁栄を期するとか、尾張徳川家の為に尽す」場合は、「著しく信念の強き方」だつたと回顧する⁽⁵⁰⁾。そのなかで、「歴史、殊に三河から尾州、殊に犬山を中心としての史実等に詳しく、之に関する史料の蒐集、古文書の渉獵」をおこなひ、東照宮舞樂復興や犬山名産の犬山焼・忍茅酒の振興にも「甚大の心を尽」くしたとも述べる。

美雄の歴史に対する関心は、『智仁勇』への投稿からもうかがえる(付表3)参照。ちなみに、昭和二(一九二七)年には『犬山城沿革』、翌三年には『成瀬正成公伝』を出版(ともに智仁勇社発行)し、同一〇年の犬山城国宝指定に伴う調査作成も、当主正雄に代わつて美雄が担当した。あわせて、愛親会古老からの聞き取り調査の企画などからも、歴史継承を重視する美雄の姿勢が看取される。野口が「皆其淵源を尋ねれば、因る処は一として成瀬家、犬山より来たらざるなし」と述べているように、美雄は歴史研究によつて旧藩主家という自己のアイデンティティを確かめるとともに、旧領地振興と旧藩意識の継承のため、研究成果を地域に還元したと捉えられる。

おわりに

本稿では、旧藩主成瀬家と愛親・壮年両会員の言動から、濃尾地震後の

犬山城をめぐる旧藩意識についてを検討を試みた。

前提として、明治前期における旧藩士を含む犬山町民全体の犬山城（置公園）に対する関心は決して高くなかったことを確認した。その背景として、〈憩いの場〉という役割の限界、そして犬山在住旧藩士たちの〈旧藩の象徴〉の視点が公園外の犬山神社に向けられていたことが想定される。潜在的には地域の象徴たる犬山城への愛着を有していたと思われるが、天守閣修繕寄附への消極的態度や公園の荒廃に表れるように、一町挙げての出資や公園整備には至らなかった。

震災後に犬山町の役場員・議員・有力町民層が天守閣修繕を志向した具体的な理由は不明だが、少なくとも修繕後の明確なビジョンは共有されず、犬山城保存の意義は曖昧であったといえる。本稿では、その過程で、町民の関心を失った〈憩いの場〉という役割を超える、地域経済活性化に向けた同城の観光利用を求める声が存在したことを紹介した。こうした犬山町の現状のなかで、発起人たちが事業遂行のために必要としたのは、旧藩主成瀬家と旧藩士（愛親会員）の参画であった。犬山町民からの寄附を無視するものではないが、成瀬家や愛親会員の援助があつて初めて天守閣保存が実現した点は、旧藩主を核とする旧藩の結合が旧領地振興に果たした役割として注目される。

そして、愛知県側の要請によつて「義務」として犬山城譲渡を受けた成瀬家は、継続的な維持・管理体制確立のため、同城への新たな価値付けを必要とした。そのなかで、従来の景勝地や〈憩いの場〉という価値に加え、〈旧藩の象徴〉という価値が明確に付与されたと考えられる。犬山城は、成瀬家側の働きかけによつて旧藩主家・旧藩士・旧領民を繋ぐ旧藩意識の共通項として位置付けられたのである。

逆に言うと、あくまで犬山城の事例ではあるが、旧藩主家・旧藩士・旧領民いずれにとつても、城郭への愛着や城郭と旧藩意識の結びつきは決して普遍的なものではなく、意図的に確認すべきものであったことがうかがえる。先行研究で前提とされがちな愛着を相対化し、人びとの社会的立場と要求の差異にも目を配ることは、近代地域社会に城郭を位置付けていくうえで不可避な作業であろう。

その一環として特に旧藩主家・旧藩士に着目した本稿では、〈旧藩の象徴〉という性格を確認する事業の一例として、大正八年の成瀬正肥・八木彫彰功碑建立を紹介した。犬山城天守閣側への建碑は、成瀬家を中心とする旧藩意識を視覚的・体感的に旧藩士・旧領民に喚起する役割を果たしたといえる。同時に、旧藩主家の成瀬正雄・美雄兄弟は、自家の所有下で旧藩意識の共通項となつた犬山城（天守閣）を人材輩出・旧領地振興に活用したことも指摘した。成瀬家にとつての犬山城は、大名華族としての責務と旧藩主家としてのアイデンティティを体现する場となつていたのである。

ただし、本稿で検討した犬山城の在り方は、成瀬家と寄附事業および城地管理の委員たちが、こうあつてほしいと上から希望した姿である。その他の町民・旧藩士が犬山城をどのように見つめ、近代地域社会全体のなかで同城がいかなる役割を果たしたのかについては、さらなる検討を要する。成瀬家所有下の犬山城運営の実態を明らかにすることと併せて、今後の課題である。

註

- (1) 平井誠「明治期における城郭の変遷と各層の動向(上)(下)」(『岡山地方史研究』八五・八六、一九九八年)。同氏には他に、愛媛県内の城郭を対象とした「明治期における宇和島城の城郭地処分と城郭保存運動」(愛媛県歴史文化博物館「研究紀要」五号、二〇〇〇年)、「明治期における廃城の変遷と地域動向」(愛媛県内の城郭・陣屋を例として)、「同前」(「研究紀要」第七号、二〇〇二年)、萩城を対象とした「明治前期における萩城址の跡地利用」(士族層の動向を中心にして)、「(ヒストリア」第二四二号、二〇一四年)、「明治期における城址公園の性格変化」(萩公園を例として)、「(『地方史研究』第三八三号、二〇一六年)などの研究がある。
- (2) 羽賀祥二「近世城跡の神社と顕彰碑」(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室「近世城跡の近現代」平成二八年度 遺跡整備・活用研究会報告書)、「(二〇一七年)。
- (3) 旧藩意識をめぐる議論は近年活発化しているが、研究者によって定義には差異がある。本稿では、ひとまず布施賢治氏による「近代において地域の共同性や歴史的連続性を担保するものとして近世に旧藩であったことに積極的意義を認め、顕彰・評価していくこうとする意識」という定義に拠る(同「育英事業と人材観」(最上育英会と旧藩意識・士族意識・実業との関係から)、「(『米沢史学』第二五号、二〇〇九年)。また、城郭・城下町をめぐる歴史意識に着目した近年の成果として、前掲「近世城跡の近現代」、宮間純一編「歴史資源としての城・城下町」(岩田書院、二〇二一年)が挙げられる。
- (4) 松田之利「濃尾地震と犬山城」(犬山城白帝文庫「研究紀要」第四号、二〇一〇年)以下、松田論文①)、同「稲置公園の成立」(前号論文「濃尾地震と犬山城」の訂正と補遺(一))、「(同前第五号、二〇一二年)」、松田論文②)、同「濃尾地震で破損した「犬山城」天守閣の修復に協力した人々」(同前第七号、二〇一三年)」、松田論文③)。
- (5) 石川寛「愛知県公園小史」(小牧・岡崎・稲置・浪越公園の成立から廃止まで)、「(『愛知県史研究』第二〇号、二〇一六年)。
- (6) 松田論文③)。
- (7) 愛親会・犬山壮年会の詳細については、拙稿「大名華族と同郷会」(旧犬山藩主成瀬家を事例に)、「(『金鯢叢書』第四八輯、二〇二二年)を参照。
- (8) 本稿で引用する『犬山壮年会雑誌』および「智仁勇」は、全て犬山城白帝文庫所蔵成瀬家文書(以下、成瀬家文書)である。
- 旧藩主の建碑事業に関する研究として、友田昌宏「明治期における旧藩君臣関係の諸相」(米沢藩を事例として)、「(東北史学会『歴史』第一二六号、二〇一六年)がある。
- (9) 「旧犬山藩士名簿明細録」(明治四〇年一〇月作成)、成瀬家文書一三七六。なお、同名簿には、士族・卒の他、旧同心の「兵卒」、旧小幡同心(小幡〔現名古屋守山区〕に居住した成瀬家同心)の「小幡兵卒」が含まれる。
- (10) 成瀬美雄「国宝犬山城と城主」(「智仁勇」第三四六編、昭和一二年三月発行)。
- (11) 太政官達番外並無号(『法令全書』明治六年、内閣官房局、一八八九年)。
- (12) 太政官布告第一六号(『法令全書』明治六年)。
- (13) 松田論文③)。
- (14) 「震害町村別取調表」(『犬山市史』通史編下(近代・現代)(一九九五年))。なお、明治二〇年の犬山町人口は六七一〇名、戸数は一八九三戸(同三〇年は七〇九九名、一六四三戸)となっている(松沢鎮編『犬山』(犬山壮年会、明治三八年))。
- (15) 成田龍一氏は、災害における故郷意識の発露として、濃尾地震後の犬山壮年会に着目している(同「故郷」という物語」(都市空間の歴史学)、「(吉川弘文館、一九九八年))。
- (16) 北尾鼎「震災目撃出たま、記」(『犬山壮年会雑誌』第三四号、明治二四年一二月発行)。
- (17) 「東京愛親会の義捐」(名古屋愛親会ノ義捐)とともに『犬山壮年会雑誌』第三四号)。なお、『犬山市史』資料編六 近代・現代(一九八九年)収録の「歴代町村長一覽」では、当時の犬山町長は魚住安造(愛親会員)とされている。
- (18) 北尾鼎「震災の状況を目撃して我犬山の将来を想見し我郷の諸士に謀る」(前掲『犬山壮年会雑誌』第三四号)。
- (19) 「尾張国丹羽郡犬山城天守閣修繕義捐金募集趣旨并二天守閣略記」(成瀬家文

書二二五)。

(20) 『愛知県議会史』第二巻・明治篇中(愛知県議会事務局、一九五七年)。

(21) 『犬山壮年会雑誌』第一輯(明治二六年一月発行)。句読点は原史料のママとした。

(22) 犬山藩が存在したのは慶応四年一月から明治四年七月の廃藩置県までだが、便宜上本稿では、近世の尾張藩政下における成瀬家の知行所支配も含めて「旧藩」という用語を使用する。

(23) 「明治四十一年度 愛親会会報」(成瀬家文書一三六九)。

(24) また、尾張藩付家老の職務上、近世の成瀬家と家臣の多くは江戸・名古屋に在勤しており、犬山に滞在することはごく稀であった(松田論文①、寛真理子「成瀬家当主および家族の居所について」(犬山城白帝文庫「研究紀要」第一五号、二〇二一年)参照)。

(25) 成瀬家文書五七三。

(26) 松田氏は各階層の旧藩士が寄附に応じた点を「旧藩士の集まりや連絡網を通じて、旧藩士に対する寄附金拠出の勧誘が行われた結果だと思われる」とし、愛親会における成瀬正肥と旧藩士の交流を一部紹介している(松田論文③)。

(27) 成瀬家文書八三。

(28) 松田論文③。

(29) 犬山藩士下山健治の長子。明治三年に犬山藩貢進生として上京、同六年に大東校(後に東京大学医学部製薬学科製薬教場の第一回入学生となり、同一年首席で卒業した。薬剤官、日本薬局方編輯御用係、東京医科大学教授などを歴任し、同三年に薬学博士第一号の学位を授与された(『犬山市史』別巻 文化財・民俗(一九八五年))。

(30) 特に断らない限り、本節の引用は、国立国会図書館所蔵『愛知県議会事録』の内、「明治廿八年度愛知県通常県会議事録」(明治二七年一月五日開会・同年一月四日閉会、明治二八年五月発行)に拠る。

(31) 松田論文①、石川前掲論文。

(32) 陸軍省の師团制度導入に伴い、明治三年に存城の一七城が旧藩主へ払い下げとなった(平井誠「明治期における城郭の変遷と各層の動向(下)」)。なお、時

任が例として挙げた彦根城・静岡城だが、前者は彦根御料所を経て宮内省から下賜されたもので一七城には含まれない。また後者は、徳川家が払い下げを願い出なかつたため、静岡市へ保存条件付で払い下げられている。

(33) 柴田貞一「犬山城物語」(犬山市史編さん委員会『犬山市資料』第三集(一九八七年)所収)。

(34) 「(犬山城管理地規程)」(成瀬家文書二二二六)および「(雑報)犬山旧城地」(『智仁勇』第二編、明治二八年三月発行)。本稿では、前者より引用した。

(35) 「(郷里彙報)天守閣修繕成工式」(『智仁勇』第二四編、明治三二年一〇月発行)。

(36) 成瀬美雄「犬山城沿革」(智仁勇社、昭和二年発行、国立国会図書館所蔵)に「明治四十一年戊申年より一般登閣を許す」とある。

(37) 「諸願伺控」(成瀬家文書一三七七)。

(38) 成瀬家への譲渡に伴い、犬山町長林錠次郎を責任者とした第二回寄附募集は終了し、以後は成瀬家が直接寄附を受けて領収証を発行した。なお、趣意書に明記された事業完了の記念碑は建設された形跡がないため、中途での引き継ぎであったと考えられる。

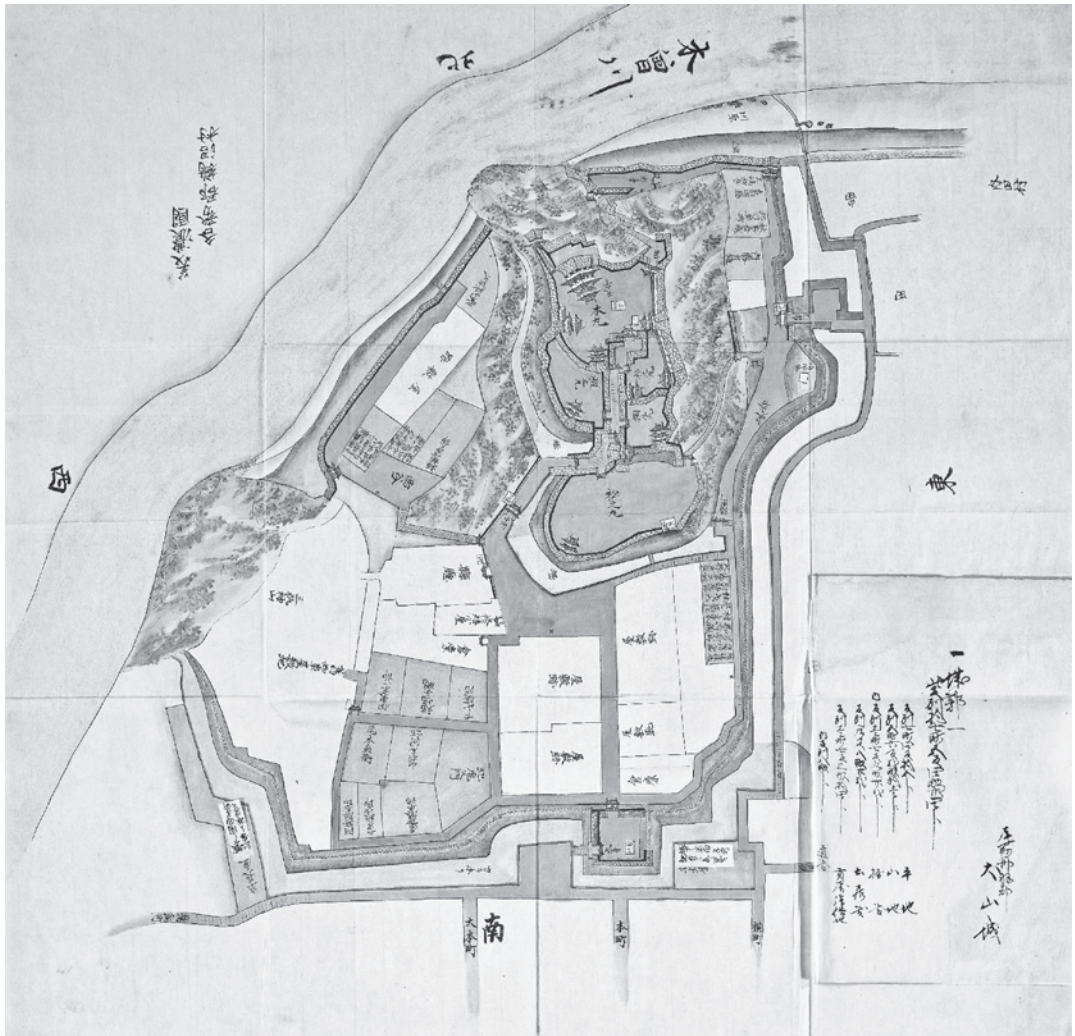
(39) 特に断らない限り、本節の記述および史料引用は「事業経過報告書」(同労働発行、大正九年三月、成瀬家文書五五一―一九)に拠る。

(40) 藩校敬道館教授を勤めたのち、文久二年に内命を受けて江戸に赴き、尾張藩主徳川慶勝等の幽閉を解くのに尽力した。元治元年の長州征伐時には、岩国領主吉川監物と会見て謝罪を約し、戊辰戦争時には参謀として藩主正肥の甲州出兵に随う。明治二年犬山藩執政となり、以後、諸陵権助、神祇大録、教部大録などを歴任。同二四年に依願免官となった後、同二八年に奈良帝室博物館嘱託となり、同三六年正五位を受ける(前掲『犬山市史』別巻)。

(41) 明治一年、徳川慶勝の二男として誕生。すでに徳川義礼(高松松平家からの養子)の尾張徳川家相続が内定しており、義想は明治二二年に分家して男爵となる。

(42) 近藤良敬「犬山今昔物語に就て」(『大正九年度 愛親会会報 附愛親の花』、大正九年一月発行、成瀬家文書一〇六一)。

- (43) 「成瀬正肥彰功碑」(『智仁勇』第二二編口絵、大正八年五月発行)。句点は原史料のママとした。
- (44) 成瀬美雄「国宝犬山城と城主」では、成瀬正雄について「現に正三位にして尾張徳川侯爵家の相談役長たり」とある。
- (45) 「雑報」戴恩会と其事業(『智仁勇』第二二四編、明治四四年二月)。
- (46) 註(7)前掲拙稿。
- (47) 『智仁勇』第二九編(明治三三年一〇月発行)。
- (48) 豊国神社に象徴されるように、明治期から豊臣秀吉の顕彰が活発におこなわれ、愛知県内でも秀吉由緒の地として県営の中村公園が設置された(石川寛「史跡公園の成立と「三英傑」」(『愛知県史研究』第二四号、二〇二〇年)参照)。
- (49) 他に、明治四二年一月・七月の「名古屋市上水道取水口設置に関する成瀬子爵の陳情書及開陳書」がある(『犬山市史』史料編六 近代・現代)。正雄は、犬山城内に上水道取水口を設置することを、「名称旧蹟保存ノ精神ニ背キ、延ヒテ世道人心ヲ誤ルノ甚シキモノ」と反対するが、最終的に取水口設置を受け入れている。
- (50) 野口次郎三「蘇陰公を偲びて」(『智仁勇』第三五三編、昭和一四年八月発行)。
- (51) 「東京愛親会に於ける懷旧談」(『智仁勇』第二七三編、大正一三年一二月発行)および「愛親会懷旧談 二」(『智仁勇』第二七六編、大正一四年三月発行)。



〔付図〕「犬山城及び城下絵図」明治4年(徳川林政史研究所所蔵、続林絵図1659)

【付表1】犬山城天守閣修繕寄付金募集委員(明治26年7月)

委員 所属地	氏名	愛親会 (28年11月調)		【参考】 第1回寄附募集 発起人(25年3月)
総代	林錠次郎	犬山		
犬山	天野大治	犬山		
	松尾登	犬山		
	大島太平		○	有志者
	加藤松兵衛		○	町会議員
	千葉猛	犬山(副会長)		
	神尾浪江	犬山		
	柳川国次郎	犬山	○	町会議員
	高桑清江		○	町会議員
	宮田忠治	犬山	○	町会議員
	市橋久次郎		○	町会議員
	鈴木文拙	犬山		
	魚住安造	犬山(幹事)		
	丹羽鉞蔵	犬山	○	町会議員
	田中半助		○	町会議員
	岩田治平		○	町会議員
	田中円蔵		○	町会議員
	田中藤一			
	尾本縁三郎	犬山		
	廣瀬忠兵衛			
	石岡勇次郎	犬山(幹事)	○	有志者
	真野九郎右衛門		○	有志者
	井辰市右衛門		○	有志者
	原 雪	犬山		
	小出良虎	犬山	○	有志者
	守随吉五郎		○	町会議員
	堀尾宗六		○	町会議員
	額久太郎		○	有志者
	後藤善六		○	町会議員
	尾藤矩	犬山(委員)		
	柴山伴男	犬山	○	有志者
	岩井要助		○	有志者
	高木籙太郎		○	有志者
	吉川松治郎	犬山		
	高木貞助		○	有志者
	堀部勝四郎	犬山	○	有志者
	岡田泉		○	町役場員
東京	水野鎬	東京		
	今井岩尾	東京(委員)		
	安田虎雄	東京		
	中野又次郎	東京		
	遠藤勇喜	犬山	○	有志者
	玉置環	東京(委員)		
	内田久彦	東京(委員)		
	高島嘉平	東京(委員)		
名古屋	幡川琢二	名古屋(副会長)		
	高木凌	名古屋		
	村木鶴次郎	名古屋		
	後藤周作	名古屋		
	岩井七郎			
	中島直七郎	名古屋		
	雨宮龍雄	名古屋(委員)		
	川島巖	名古屋		
	長谷川亮一	名古屋		

【出典】

「尾張国丹羽郡犬山城天守閣修繕義捐金募集趣旨并ニ天守閣略記」
 「尾張国丹羽郡犬山城天守閣修繕寄附金募集趣旨并ニ天守閣略記」
 「三地愛親会員諸君の姓名」(『智仁勇』第6編、明治28年11月調)

〔附表2〕 犬山城地管理委員(明治28年2月囑託)

委員 所属地	役職	氏名	愛親会 (28年11月調)
	委員長	八木 肇	東京
	委員副長	加藤重太郎	東京(幹事)
	同	鈴木文拙	犬山
犬山	工事監督	岩田治平	
	工事監督	石岡勇次郎	犬山(幹事)
		井辰市右衛門	
		岩井要助	
	庶務	伊藤喜商	
		磯部友次郎	
		原 雪	犬山
	庶務	林錠次郎	犬山
	庶務	丹羽鉞蔵	犬山
		堀部勝四郎	犬山
		堀尾宗六	
		千葉猛	犬山(副会長)
	工事監督	大島太平	
		尾本縁三郎	犬山
	工事監督	岡田丹次郎	犬山
		大島鎌次郎	
		大島庄七	
		加藤松兵衛	
		神尾浪江	犬山
	工事監督	高桑清江	
		田中円蔵	
		高木鏞太郎	
		高木貞助	
	会計	田中藤一	
		魚住安造	犬山(幹事)
		柳川国次郎	犬山
		山本駒之進	犬山
		真野九郎右衛門	
		後藤善六	
		瀨久太郎	
		小出良虎	犬山
		天野金平	
	(会計)	宮田忠治	犬山
	水野太兵衛		
	守隨吉五郎		
	柴山伴男	犬山	
	尾藤矩	犬山(委員)	
	廣瀬忠兵衛		
	鈴木光雄	犬山(委員)	
東京		大久保郡八	東京(幹事)
		中野又次郎	東京
		安田虎雄	東京
		松澤玗三	東京(委員)
	鈴木重用	東京(委員)	
名古屋		幡川琢二	名古屋(副会長)
		高木延世	名古屋
		高木凌	名古屋
		村木鶴次郎	名古屋
	森島太米治	名古屋(幹事)	

【出典】

「三地愛親会員諸君の姓名」(『智仁勇』第6編、明治28年11月調)

「犬山旧城地」(『智仁勇』第2編〔明治28年3月〕)

【付表3】成瀬美雄の雑誌投稿

雑誌名	巻号	刊行年月	タイトル
犬山壮年会雑誌 (プロトタイプ)	1号	明治19年4月	蟻ノ記(漢詩)
智仁勇	40編	明治35年10月	澎湖島
	41編	明治35年12月	澎湖島(承前、未完)
	43編	明治36年3月	澎湖島(承前)
	44編	明治36年6月	澎湖島(承前、未完)
	45編	明治36年7月	澎湖島(承前、完)
	164編	大正4年5月	犬山壮年会滅亡の危期 犬山祭の山車
	166編	大正4年7月	忍冬に就て
	167編	大正4年8月	忍冬に就て(二)
	168編	大正4年9月	海軍の武器(通俗講演会講演)
			忍冬に就て(三)
	171編	大正5年1月	忍冬に就て(三、完)
	176編	大正5年6月	忍冬に就て正誤
	178編	大正5年8月	成瀬正成長久手戦功図製作に就ての調査
	179編	大正5年9月	成瀬小吉正成長久手戦功図製作に就ての調査
	180編	大正5年10月	成瀬正成長久手戦功図製作に就ての調査(三)
	181編	大正5年11月	成瀬正成長久手戦功図製作に就ての調査(四)
	182編	大正5年12月	成瀬小吉成長久手戦功図製作に就ての調査(五)
	184編	大正6年2月	成瀬小吉正成長久手戦功図製作に就ての調査
	251編	大正11年10月	犬山神社祭神に就て(一)
	262編	大正12年12月	大震雑感
	263編	大正13年1月	大震雑感(其二)
	276編	大正14年3月	白帝城とライン
	280編	大正14年8月	犬山の刀鍛冶に就て
	285編	大正15年2月	犬山刀鍛冶に就て(二)
	286編	大正15年3月	犬山城と芸術
	292編	大正15年12月	白帝城とライン命名の由来
	316編	昭和4年8月	犬山十日の旅
	317編	昭和4年9月	犬山十日の旅(二)
	318編	昭和4年11月	犬山十日の旅(三)
	320編	昭和5年3月	奇遇奇縁 犬山城の瑞木著の由来
	323編	昭和5年11月	犬山十日の旅(四)
325編	昭和6年3月	鱸と「すゞき」の弁	
328編	昭和6年9月	尾張人の特色	
346編	昭和12年3月	国宝犬山城と城主	
348編	昭和12年12月	現存せる最古の天守閣犬山城	
349編	昭和13年4月	敬神と青年	
351編	昭和13年12月	犬山領と砂糖	

【出典】

犬山城白帝文庫所蔵成瀬家文書『犬山壮年会雑誌』・『智仁勇』より作成。